

別表（第4、6関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>1 (1) ア 復職研修及び就労環境改善事業</p>	<p>11,140千円</p>	<p>1 実施要綱第3の1(1)ア①に定める事業を実施するために必要な経費 ただし、復職後に実施する研修については、復職日から3ヶ月までに実施するものに限る。</p> <p>(1) 人件費 指導担当医、指導担当看護職員、研修プログラム責任者、相談員等に係る給与費（法定福利費、賞与、手当含む）、報酬、報償費、賃金</p> <p>(2) その他必要と認める経費（研修経費） 医学研究材料費、消耗品費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料、備品購入費（一品30万円未満）、図書購入費</p> <p>2 実施要綱第3の1(1)ア②に定める事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 人件費 代替医師及び看護職員の給与費（法定福利費、賞与、手当含む。ただし、代替として勤務した部分に限る。）報酬、報償費、賃金</p> <p>(2) その他必要と認める経費 旅費、備品購入費（一品30万円未満）</p>	<p>2分の1</p>
<p>2 (加算事業)</p>	<p>11,140千円</p>	<p>上記のうち、救急医療体制を確保するために必要な経費</p>	<p>4分の1（加算）</p> <p>ただし、申請を行う年度の前年1年間（1月1日から12月31日）の救急車年間受入2,000件以上の医療機関</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>1 (1) イ 相談窓口事業</p>	<p>7,093千円</p>	<p>1 実施要綱第3の1(1)イに定める事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 人件費 事業を実施するために必要な給与費(法定福利費、賞与、手当含む)、報酬、報償費、賃金</p> <p>(2) その他必要と認める経費 旅費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料、委託料、備品購入費(一品30万円未満)</p>	<p>2分の1</p>
<p>2 (加算事業)</p>	<p>7,093千円</p>	<p>上記のうち、救急医療体制を確保するために必要な経費</p>	<p>4分の1(加算)</p> <p>ただし、申請を行う年度の前年1年間(1月1日から12月31日)の救急車年間受入2,000件以上の医療機関</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>1</p> <p>(2)</p> <p>チーム医療推進の取組</p>	<p>6, 700千円</p>	<p>1 実施要綱第3の1(2)アに定める事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 人件費</p> <p>① 医師事務作業補助者及び看護補助者の配置に要する専門研修受講のための代替職員の給与費(法定福利費、手当含む)、報酬、報償費、賃金</p> <p>ただし、1病院あたり434千円×事業月数を限度とする。</p> <p>② 医師事務作業補助者及び看護補助者の配置に伴う研修に要する、研修講師、管理責任者に係る給与費(法定福利費、手当含む)、報酬、報償費、賃金</p> <p>(2) その他必要と認める経費</p> <p>教材費、研修参加費、旅費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料、委託料、備品購入費(一品30万円未満)</p> <p>ただし、(1)②及び(2)を合わせて、医師事務作業補助者及び看護補助者1人につき、1,000千円、2人目以降、1人につき、670千円を限度とする。</p> <p>2 実施要綱第3の1(2)イに定める事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 人件費</p> <p>① 医師の業務負担軽減のため、専門性の高い看護師の育成に必要な研修受講に係る看護師の給与費(法定福利費、手当含む)、報酬、報償費、賃金</p> <p>② 院内助産、助産師外来の開設等に伴う助産師の給与費(法定福利費、賞与、手当含む)、報酬、報償費、賃金</p> <p>ただし、開設準備期間等6ヶ月を限度とする。</p> <p>(2) その他必要と認める経費</p> <p>教材費、研修参加費、旅費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料、委託料、備品購入費(一品30万円未満)</p>	<p>2分の1</p>
<p>2</p> <p>(加算事業)</p>	<p>6, 700千円</p>	<p>上記のうち、救急医療体制を確保するために必要な経費</p>	<p>4分の1(加算)</p> <p>ただし、申請を行う年度の前年1年間(1月1日から12月31日)の救急車年間受入2,000件以上の医療機関</p>

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率								
<p>1 (3) 勤務環境改善施設整備事業</p>	<p>基準面積(30㎡)に次に掲げる表に定める単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="268 360 568 517"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>単価(円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>168,000</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td>146,700</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>168,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実面積及び実単価が基準面積及び基準単価を下回る場合は、当該実面積及び実単価で基準額を算定するものとする。</p>	構造別	単価(円/㎡)	鉄筋コンクリート	168,000	ブロック	146,700	木造	168,000	<p>実施要綱第3の1(3)に定める施設整備に要する経費 ただし、次に掲げる費用を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の取得又は整地に要する費用 2 門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 3 設計その他工事に伴う事務に要する費用 4 既存建物の買収に要する費用 5 その他施設整備費として知事が適当と認めない費用 	<p>3分の2</p>
構造別	単価(円/㎡)										
鉄筋コンクリート	168,000										
ブロック	146,700										
木造	168,000										

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 (3) 勤務環境改善設備整備事業	3, 8 1 1 千円	実施要綱第3の1(3)に定める設備整備に要する経費 ただし、一品の価格が原則として、300千円以上の備品の購入費	3分の2